

留寿都村防犯協会だより

特殊詐欺警報発令中！ 振り込め詐欺には気を付けましょう！

北海道において平成29年の振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の認知件数307件、被害額約6億6千万円でした。

今年は6月末現在で、認知件数77件、被害額約1億8千4百万円と昨年と比較して、認知件数・被害額は減少していますが、1件当たりの被害額は増額しており、引き続き警戒が必要です。

被害に遭われた方のうち、高齢者（65歳以上）が約6割を占めています。
特殊詐欺の傾向を踏まえて、被害に遭わないよう防犯意識を高めましょう。

（最近見られる特殊詐欺の傾向）

- ・ 法務省管轄支局を騙り、消費料金に関する訴訟最終通告といった題名のハガキを送り、金銭を振り込ませる架空請求詐欺。
- ・ 還付金や保険料の過払い金が戻るとして、キャッシュカードと携帯電話を持つよう指示され、ATMを操作させて振り込ませる還付金詐欺。
- ・ 震災や豪雨災害に便乗した、義援金詐欺。（被災した自治体職員や実在するボランティア団体を名乗って、寄付金を振り込ませる）

（被害に遭わないために）

- ・ 心当たりのない金銭の請求には応じないこと。
- ・ 心当たりのない電話番号の電話には出ないこと。
- ・ 留守番電話や通話録音装置を有効活用しましょう。
- ・ 信金や郵便局等に振り込みに行った際に、少しでも疑問があれば、職員に相談しましょう。
- ・ 家族や警察、役場や消費者生活相談窓口などに気軽に相談しましょう。

村内7か所に「不法投棄禁止」の看板を設置

防犯協会では、旭野地区や黒田地区など村内7か所に「不法投棄禁止」の看板を設置しました。

看板には「ゴミを投棄すると、処罰されます」と記載しており、蛍光加工が施されて、特に夜間に多い不法投棄に対して、注意喚起を行っております。

不審な車両を発見した際には、留寿都村防犯協会又は警察にご連絡ください。

発 行：留寿都村防犯協会
（事務局：留寿都村役場住民福祉課）
電 話：0136-46-3131

